

鳥獣3計画の策定(変更)について

第11次大阪府鳥獣保護管理事業計画
大阪府シカ第二種鳥獣管理計画(第3期)
大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画(第2期)

計画の位置づけ

第11次大阪府鳥獣保護管理事業計画

◆人と野生鳥獣との適切な関係の構築及び生物多様性の保全を基本として野生鳥獣を適切に保護管理するため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下「旧法」という。)第4条に基づき、平成24年4月1日に「第11次大阪府鳥獣保護事業計画」を策定。

今般、平成27年5月29日に改正法が施行され、法の目的を明確にするため、法の名称・目的に管理が加えられたことに伴い、「第11次大阪府鳥獣保護事業計画」を「第11次大阪府鳥獣保護管理事業計画」に変更した。

◆計画期間：平成24年4月1日から29年3月31日までの5カ年計画

(平成27年5月29日変更)

◆主な変更点：法の名称と文言に管理を加え、保護と管理を明確に区分。

大阪府シカ第二種鳥獣管理計画(第3期)及び大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画(第2期)

◆農業被害を起こすシカ・イノシシについて旧法第7条に基づき、平成24年4月1日に「大阪府シカ保護管理計画(第3期)」及び「大阪府イノシシ保護管理計画(第2期)」を策定。

今般の法改正に伴い、引き続き、適正な管理を図り、総合的なシカ・イノシシ対策を講じるため、「大阪府シカ保護管理計画(第3期)」、及び「大阪府イノシシ保護管理計画(第2期)」の内容を引き継ぎ、「大阪府シカ第二種鳥獣管理計画(第3期)」、及び「大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画(第2期)」を策定した。

◆計画期間：平成27年5月29日から29年3月31日までの2カ年計画

(平成27年5月29日付けで旧計画を変更して策定)

◆主な内容：現行の「保護管理計画」を変更し、新たに「管理計画」として策定。

検討経過

◆平成27年1月28日 第1回 大阪府環境審議会野生生物部会(諮問)(※1)

◆平成27年2月3日 第1回 大阪府シカ・イノシシ保護管理検討会(※2)

◆平成27年3月2日～31日 パブリックコメント

◆平成27年5月7日 第2回 大阪府環境審議会野生生物部会(答申)

◆平成27年5月28日 計画公表、環境大臣報告、関係機関報告

◆平成27年5月29日 計画に基づく対策の実施

今後のスケジュール

◆平成27年6月18日 大阪府環境審議会への報告

(※1) 大阪府環境審議会野生生物部会：学識経験者、農林業関係団体、自然保護団体、狩猟者関係団体で構成

(※2) 大阪府シカ・イノシシ保護管理検討会：学識経験者、農林業関係団体、自然保護団体、狩猟者関係団体、関係市町村等で構成